

千葉市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（19千監（住）第3号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成19年8月27日

千葉市監査委員	大 島 有紀子
同	上村井 真知子
同	石 井 茂 隆

第1 請求の受付

1 請求の要旨

千葉市は千葉市公衆浴場組合（以下「浴場組合」）が行う「公衆浴場の経営保護及び育成、公衆衛生思想の啓発等、および事業」に要する経費として、毎年2,930,000円（16年度以前は3,150,000円）の経費補助を行っている。（表1）

しかし浴場組合の14年度から18年度の実績報告書（証－1、2、3、4、5）を見るに、

1） 経理内容に疑義がある。なぜなら各年度の収支決算書には前年度からの繰越金が計上されているにも拘らず、前年度の収支決算書には繰越金はない状態で収支バランスされている。このようなことは会計の常識上およそあり得ないことである。

2） 補助金の使途についても疑義がある。例えば18年度における総会は組合事務所で開催・13人出席で270,765円（1人当たり20,828円）、研修費（従業員）は千葉市内開催・参加者12人で1,433,714円（1人当たり119,476円）と、およそ想像できない金額が会議、研修と称して使われている。

総会を組合事務所で開催するのであれば、1人当たり3,000円ほどで充分であるし、また従業員研修も市内のホテル等で実施するのであれば5,000円程度が常識である。

このように計算すると、浴場組合は14年度から18年度までに4,354,529円を補助金支給の趣旨に反し不当に浪費していたと言える。（表2）

翻って、このような乱脈な経理内容と、使途内容を見過ごし漫然と補助金を支給してきたことは、千葉市補助金交付規則第4条（補助金等の交付決定）、平成14年3月1日付財政部長通知（補助金の執行事務の適正化）に反していると言わざるをえない。

については、監査委員は不当に浪費された過去5年間の補助金4,354,529円を、浴場組合に返還命令するよう千葉市長に勧告されたい。

また、併せて浴場組合に対する補助金の支給に当たっては、今後その使途内容を精査して支給額を決定するよう勧告されたい。

（表1）

市補助金

14年度	3,150,000
15年度	3,150,000
16年度	3,150,000
17年度	2,930,000
18年度	2,930,000
合計	15,310,000

(表2)

	総会費 従業員研修	出席延人数 参加延人数	1人単価 "	開催場所 "	妥当な単価 "	妥当な費用 "	差額
14年度	249,938 1,030,490	20人 43人	12,496 23,964	組合事務所 鴨川他	3,000 —	60,000 —	189,938 —
15年度	238,345 1,029,398	18人 38人	13,241 27,089	組合事務所 鴨川他	3,000 —	54,000 —	184,345 —
16年度	229,880 1,059,965	17人 15人	13,522 70,664	組合事務所 市内ホテル	3,000 5,000	51,000 75,000	178,880 984,965
17年度	221,198 1,094,724	15人 12人	14,746 91,227	組合事務所 市内プラザ	3,000 5,000	45,000 60,000	176,198 1,034,724
18年度	270,765 1,433,714	13人 12人	20,828 119,476	組合事務所 市内飲食店	3,000 5,000	39,000 60,000	231,765 1,373,714
合計							<u>4,354,529</u>

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

2 請求人

千葉市中央区中央3-15-6 渚法律事務所内

市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

3 請求の要件審査

本件監査請求は、平成14年度から同18年度までの間に千葉市（以下「市」という。）が千葉市公衆浴場組合補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき千葉市公衆浴場組合（以下「浴場組合」という。）に対し交付した補助金（以下「組合補助金」という。）の一部について返還を求めているが、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第2項では、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

「正当な理由」の有無については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成14年9月12日最高裁判決）。

本件についてみると、通常の手続を経て支出されたものであり、公文書開示請

求を行うなど、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと解され、また、請求人は正当な理由についての主張もしていない。

したがって、本件は、正当な理由が認められないことから、請求日において既に1年を経過している平成18年6月25日前の支出分については、不適法な請求として監査の対象から除外し、支出した日から1年を経過していない平成18年度の組合補助金の支出について、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成19年6月25日付けで監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

古川光一監査委員については、平成19年3月31日まで保健福祉局長の職にあったため、本件監査にあたっては、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

2 監査の対象事項

市が平成18年度に支出した組合補助金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

3 監査対象部局

保健福祉局を監査対象部局とし、浴場組合が保有するものも含め組合補助金に係る書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成19年7月9日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなかったが、請求内容を補足するとともに、請求書の訂正を次のとおり行った。

請求書の「研修費（従業員）」は「研修費（従業者）」に、返還命令すべき金額「4,354,529円」は「4,054,529円」に、表2の「従業員研修」は「従業者研修」に、16年度の開催場所の「市内ホテル」は「不詳」に、妥当な単価の「5,000」は「25,000」に、妥当な費用の「75,000」は「375,000」に、差額の「984,965」は「684,965」に、合計の「4,354,529円」は「4,054,529円」に訂正した。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、保健福祉局職員が立会った。

5 関係職員等の陳述

平成19年7月9日に保健福祉局職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 浴場組合について

浴場組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、昭和33年1月に千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「県生活衛生同業組合」という。）が千葉県の認可を受けて設立された時に、その支部として発足し、市内で公衆浴場を営む者で構成されている。平成19年3月末現在、組合員数は、支部長1名、副支部長1名を含む20名である。

活動内容は、県生活衛生同業組合の支部活動、公衆浴場の経営の保護及び公衆衛生の向上に関する事業等であり、消毒剤の配付、水質検査の実施等により公衆浴場の衛生水準の維持向上や香り湯、菖蒲湯、ゆず湯等の実施支援により公衆浴場の利用促進を図るほか、毎月26日に65歳以上の市民が無料で入浴することができる老人無料入浴事業や毎月第1・第3日曜日に小学生が無料で入浴することができるユー・ユー・サンデー事業を行うことにより高齢者福祉の向上や地域コミュニティの醸成に寄与している。

また、市が行う65歳以上のひとり暮らしの市民に公衆浴場の無料入浴券を支給するシルバー健康入浴事業や60歳以上で要介護・要支援状態に陥ることを予防する必要がある市民を対象に健康相談、健康体操及び入浴サービスを行うミニデイ銭湯事業を受託し、又は会場を提供するなど、市の行う施策や事業に貢献している。

なお、浴場組合の主な運営財源は、組合員からの会費及び負担金並びに市からの補助金及び委託料である。

(2) 組合補助金について

ア 経緯

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年6月9日法律第68号）においては、第1条で「公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与する」と定められ、また、第6条で「国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。

市は、当該法律の趣旨等に則り、組合補助金のほか、公衆浴場老人無料入浴事業補助金、公衆浴場経営基盤安定化補助金、公衆浴場設備改善事業補助

金及び公衆浴場設備改善資金利子補給金を浴場組合又は公衆浴場に対し交付しており、組合補助金は、昭和48年から補助を開始している。

また、平成12年度に事務の効率化を図るため、公衆浴場環境整備事業補助金（消毒剤購入費を助成するもの）は、補助金交付要綱の「公衆浴場に係る衛生措置基準を遵守するために必要な環境整備」に該当するものとして、また、公衆浴場活性化事業補助金（香り湯及び薬湯の経費を助成するもの）は、補助金交付要綱の「公衆浴場の利用促進を図ることを目的として実施する事業」に該当するものとして、組合補助金に統合されるとともに、公衆浴場環境整備事業補助金については浴場組合への一括補助に変更された。

イ 補助対象事業

組合補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、補助金交付要綱第2条において次のとおり定められている。

- （ア）公衆浴場の経営保護及び育成、公衆衛生思想の啓発並びに研修会及び総会の開催
- （イ）公衆浴場に係る衛生措置基準を遵守するために必要な環境整備
- （ウ）公衆浴場の利用促進を図ることを目的として実施する事業
- （エ）その他市長が認めたもの

上記のとおり、補助金交付要綱の規定では、浴場組合が行う事業を包括的に補助対象としているが、浴場組合は、具体的に、常会、役員会、総会、研修（従業者）、研修（役員）、その他（経営実態調査、広告宣伝費、事務印刷費）、消毒剤購入費及び香り湯事業経費を補助対象事業として、組合補助金の交付申請をしている。

（3）交付手続について

組合補助金の交付手続は、千葉市補助金等交付規則（昭和60年3月22日規則第8号。以下「補助金交付規則」という。）及びその解釈運用基準である平成14年3月1日付け財政部長通知「補助金の執行事務の適正化について」（以下「財政部長通知」という。）並びにそれらを受けて組合補助金の内容、手続等を定めた補助金交付要綱において定められている。

組合補助金の交付申請は、申請者である浴場組合が補助金交付要綱第4条に規定する「千葉市公衆浴場組合補助金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）、「事業計画書」、「収支予算書」及び「前年度収支決算書」等を市長に提出することにより行い、市長は、同第6条に規定する「千葉市公衆浴場組合補助金交付決定通知書」により交付決定を行うこととされている。

また、補助対象事業の完了後に、浴場組合は、補助金交付要綱第8条に規定する「千葉市公衆浴場組合実績報告書」（以下「実績報告書」という。）に、「収支決算書」、「補助事業の経過及び成果を証する書類」及び「その他市長が必要と認める書類」を添付して市長に提出し、市長は、提出された実績報告書等の内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認

めたときは、同第9条に規定する「千葉市公衆浴場組合補助金額確定通知書」により金額の確定を通知するとされている。

(4) 組合補助金の額について

補助金交付要綱第1条では、予算の範囲内において補助金を交付するとし、同第3条では、補助金の額は補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1を超えない額とするとしている。

平成18年度の補助対象経費は6,007,000円であり、交付した組合補助金の額は2,930,000円である。

(5) 繰越金について

平成18年度の実績報告書に添付し提出された収支決算書には、繰越金が記載されていなかったが、平成19年度の交付申請書に添付された収支決算書には、繰越金の額として559,689円が記載されており、その額が繰り越されていた。

(6) 総会及び研修（従業者）の支出額について

総会及び研修（従業者）の支出額については、浴場組合の出納帳、元帳等（以下「帳簿等」という。）により確認したところ、次のとおりである。

ア 総会

総会は、県生活衛生同業組合事務所において開催されており、平成18年度は6月に1回開催され、出席者数は13人、支出額は31,900円であった。

イ 研修（従業者）

浴場組合が費用を支出した研修（従業者）は、平成18年度は11月に小湊のホテルで1回開催されており、出席者数は12人、支出額は94,971円であった。

2 監査対象部局の説明

(1) 組合補助金の交付手続について

組合補助金の交付にあたっては、補助金交付規則及び補助金交付要綱に則り、浴場組合から提出された「交付申請書」並びにこれに添付された「事業計画書」及び「収支予算書」等の内容を審査したうえ、補助対象経費の見込額を基に補助額の交付決定を行っている。

補助対象事業の完了後には「実績報告書」並びにこれに添付された「収支決算書」及び補助対象事業の経過及び成果を証する書類として「千葉市公衆浴場事業決算（補助対象事業）」、「千葉市公衆浴場組合事業報告」及び「補助対象経費に係る領収書の写し等」（以下「領収書の写し等」という。）の提出を受け、それらを審査したうえで補助対象経費を認定し、その2分の1以内の額で予算の範囲内の額を交付してきた。

補助対象経費の認定にあたっては、領収書等の写しが提出されたもののみを

審査のうえ補助対象経費として認定している。

今後も、浴場組合の事業は広範多岐に亘っていることから、事業内容を充分に確認し、適正に補助対象経費を認定していきたい。

(2) 繰越金について

実績報告書に添付された収支決算書は、年度内に作成する必要があるが、補助対象経費以外の確定していない収支については見込みによる金額を記載せざるを得ないことから、繰越金の見込額については、浴場組合から口頭で報告を受け、それを確認して、実績報告書に添付される収支決算書には、あえてそれを記載しない取扱いとしており、市はこれを了承してきた。

しかしながら、このような取扱いは適正とはいえないので、今後は、繰越金の見込額については、実績報告書に記載するよう指導する。

(3) 総会について

浴場組合の総会は、毎年度5月下旬から6月中旬までの間に県生活衛生同業組合事務所で開催されており、議事内容は事業報告、収支決算報告、役員改選等である。

収支決算書に記載された金額と帳簿等から確認できる金額には相違があるが、帳簿等から確認した平成18年度の総会の支出額は31,900円であり、出席者数は13人であることから、1人あたりの額に換算すると2,454円であり、特に問題のない額であると考えている。

なお、総会の経費は、平成18年度は領収書の写し等支出を証明する書類の提出がなかったため、補助対象経費としては認定していない。

(4) 研修（従業者）について

浴場組合の研修事業は、研修（役員）と研修（従業者）があり、いずれに係る費用も交付申請時には補助対象経費として申請されている。

平成18年度に浴場組合が費用を支出した研修（従業者）は、平成18年11月に「コインランドリーの利用について」をテーマとして行われた。帳簿等から確認したところ、これに係る支出額は94,971円であり、出席者数は12人であることから、1人あたりの額に換算すると7,914円であり、特に問題のない額であると考えている。

なお、研修（従業者）の経費は、総会と同様に、平成18年度は領収書の写し等支出を証明する書類の提出がなかったため、補助対象経費としては認定していない。

(5) 補助対象経費について

補助対象経費の認定にあたっては、補助金交付要綱第2条で補助対象事業を包括的に規定しているが、実際にはこれらに要した経費のうち、領収書の写し等により支出が確認された経費のみを認定することとしており、平成18年度は6,007,000円を補助対象経費として認定したが、その具体的な内容は次のとおりである。

ア 消毒剤購入費について

消毒剤は、期間の経過により成分が劣化しやすく長期保存できないうえ、使用する消毒剤の種類・分量が各公衆浴場により異なることから、浴場組合が当該事業の予定消費量を一括で購入して各公衆浴場へ配付することが困難であり、便宜上、浴場組合は公衆浴場に業者から直接購入させている。

この直接購入に係る各公衆浴場の経費は、浴場組合が支出すべきところであるが、各公衆浴場が立替払いをしておき、後に消毒剤購入事業に係る各公衆浴場から浴場組合への負担金と相殺する取扱いとしていたものである。

また、この消毒剤購入費については、浴場組合が各公衆浴場に対し旧公衆浴場環境整備事業補助金の相当額を支給している。

市は、各公衆浴場の消毒剤購入経費、すなわち浴場組合の事業経費として、4,000,000円を認定した。

なお、公衆浴場の数が組合補助金の交付申請時と補助金の額の確定時において、4浴場が廃業又は休止により24か所から20か所に減少したことから、補助対象経費の額も4,800,000円から4,000,000円に減少しているものである。

また、各公衆浴場の実際の購入経費は、公衆浴場の浴槽容積等により推計すると補助対象経費として認定した額を大きく上回っていることを確認している。

イ 香り湯事業経費について

香り湯事業は、浴場組合が香り湯事業経費全体で消費する芳香入浴剤の5割程度を購入して業者を通じて配付し、残りの5割程度を各公衆浴場が立替払いとしておき、後に香り湯事業経費にかかる各公衆浴場から浴場組合への負担金と相殺する取扱いとしていたものである。

市は、浴場組合の購入額に各公衆浴場の追加購入額を合わせた額を浴場組合の事業経費として、1,400,000円を認定した。

なお、消毒剤購入費と同様の理由により、補助対象経費の額は1,680,000円から1,400,000円に減少しているものである。

また、各公衆浴場の実際の購入経費は、公衆浴場の浴槽容積等により推計すると補助対象経費として認定した額を大きく上回っていることを確認している。

ウ その他の補助対象経費について

消毒剤購入費及び香り湯事業経費以外の補助対象経費としては、常会、役員会、総会、研修（従業者）、研修（役員）、及びその他（経営実態調査、広告宣伝費、事務印刷費）に係る経費がある。

研修（役員）経費は、公衆衛生等の発展に寄与した営業者に対する表彰、公衆浴場の経営安定や衛生に関する講演及び情報交換が行われる浴場組合の役員等を対象とした、関東甲信越浴場組合連合会等の研修会の参加費及び

会場までの交通費であり、平成18年度は、補助対象経費として487,000円を認定した。

事務印刷費は、浴場組合事務所で使用する印刷機のリース代であり、平成18年度は補助対象経費として120,000円を認定した。

3 判断

(1) 組合補助金について

組合補助金については、市は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨に則り補助金交付要綱を定め、公衆浴場の経営保護、育成、公衆衛生の向上を図るため、浴場組合が行う公衆浴場環境衛生事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき、同組合に対して補助金を交付している。

補助金交付要綱によると、補助対象事業は、第2条に掲げているところであり、①公衆浴場の経営保護及び育成、公衆衛生思想の啓発並びに研修会及び総会の開催、②公衆浴場に係る衛生措置基準を遵守するために必要な環境整備、③公衆浴場の利用促進を図ることを目的として実施する事業、④その他市長が認めたものとし、補助金の額は、第3条でこれらの事業に要した経費の2分の1であり、かつ、予算の範囲内の額としている。

これを受けて、市は、浴場組合の交付申請に基づき、浴場組合の行う各種事業の実施状況を確認して具体的なものを補助対象事業として認めてきた。

組合補助金の交付手続において、市は、浴場組合から補助金交付規則及び補助金交付要綱に定める「補助金交付申請書」、「事業計画書」、「収支予算書」、「実績報告書」及び「収支決算書」の提出を受け、補助対象事業の内容を審査し、領収書の写し等を確認できるもののみを補助対象経費として認定しているが、その合計額の2分の1が予算額を超える場合には、その超える部分の経費については補助対象経費として認定せずに、組合補助金の額を確定し交付してきた。

平成18年度の交付申請書に添付された収支予算書及び実績報告書に添付された収支決算書の内容、市が認定した補助対象経費及び監査委員が確認した補助対象経費等の内容並びに平成17年度の実績報告書に添付された収支決算書及び市が認定した補助対象経費の内容は、次の表のとおりである。

(単位：円)

	平成 18 年度				平成 17 年度	
事業名	収支予算書	収支決算書	市が認定した額	監査委員が確認した額	収支決算書	市が認定した額
常会	100,000	118,701	0	—	125,253	0
役員会	100,000	396,263	0	—	110,110	0
総会	250,000	270,765	0	31,900	221,198	0
研修(従業者)	1,050,000	1,433,714	0	94,971	1,094,724	0
研修(役員)	500,000	506,745	487,000	453,932	508,348	45,000
その他	630,000	650,171	120,000	736,057	627,652	0
香り湯事業経費	1,680,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,680,000	1,680,000
消毒剤購入費	4,800,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,800,000	4,800,000
合計	9,110,000	8,776,359	6,007,000	6,716,860	9,167,285	6,525,000
繰越金	—	—	—	559,689	—	—

財政部長通知によると、実績報告の内容の審査にあたっては、実施された補助対象事業が、申請のあった補助の目的、効果に合致しているか、補助金の額の算定が適正かを確認し、交付すべき金額の確定を行うこととされている。

補助対象事業の認定及び組合補助金の額の確定については、実施された事業内容を精査のうえ行うべきであるが、その確定にあたっては、(2)において述べるとおり、繰越金の額が記載されず口頭で報告されているのみであったり、上記のとおり、補助対象事業のうち領収書の写し等によって裏付けられた支出の合計額が市の予算額の2倍を超えていることが確認できれば、予算に定められたとおりの額を確定額とし補助金を交付してきている。

そのため、年度当初に当年度(平成18年度)の補助金交付について決定する際にも、前年度(平成17年度)の収支決算書において100万円を超える研修(従業者)の経費を、組合補助金の額の確定にあたって補助対象経費として認定できなかったにもかかわらず、前年度(平成17年度)の収支決算書と同程度の金額である当年度(平成18年度)の収支予算書の額を基に交付決定をするなどの問題点が見受けられた。

(2) 繰越金について

繰越金については、平成18年度の実績報告書に添付された収支決算書には、繰越金が記載されておらず、平成19年度の交付申請書に添付された収支決算書には繰越金559,689円が記載されていた。

実績報告書を提出する年度末の時期に浴場組合は繰越金の見込額を把握していたものの、各公衆浴場から補助対象経費以外の収支についての報告が未だ提出されておらず全体の収支決算が確定値として出せなかったため、市には繰越金の見込額を口頭で報告し、繰越金は記載しないとする収支決算書を提出す

る取扱いとしていたが、こうした取扱いは、適正な事務手続とは言えない。

しかしながら、市は、この取扱いをやむを得ない事情によるものと了承したうえで翌年度の組合補助金の交付申請について審査を行っていること、繰越金の額は、平成17年度末で131,600円であり、平成18年度末で559,689円であることからすれば、浴場組合が行う事業全体の予算規模からして多額とは言えないから、こうした取扱いによって組合補助金の交付の決定及び額の確定に直ちに影響を及ぼしたものとは認められない。

(3) 総会及び研修（従業者）の費用について

次に請求人は総会及び研修（従業者）に要した費用の額が多額である旨を主張しているが、そうした主張は、平成18年度の実績報告書に添付の収支決算書において、それぞれ270,765円、1,433,714円と記載されていることを前提としており、仮にその記載のとおりであるとすれば、それはまさしく不適正な支出であり、また、仮にそのような事業を実施した実績がないのに、補助金が交付されていたとすれば、それは返還を請求すべきものとなる。

しかしながら、市は、前記のとおり、補助対象経費のうち、領収書の写し等のある支出のみに限って補助対象経費と認めて組合補助金を交付し、これら総会及び研修（従業者）に対して組合補助金を交付していなかった。

したがって、総会及び研修（従業者）に対しては、組合補助金は支出されていない。

なお、総会への支出額は、31,900円であり、出席者数が13人であることから一人あたりの金額は2,454円となり、研修（従業者）への支出額は、94,971円であり、出席者数が12人であることから一人あたりの金額は7,914円であり、それぞれ請求人が主張するような法外な金額とはなっていない。

(4) 平成18年度の組合補助金の交付決定手続及び交付額の確定について

浴場組合は、同組合の行う事業のうち補助対象事業について（1）の表の収支予算書のとおり組合補助金の交付を申請し、市は、審査のうえこれを適当なものと認め、平成18年度の組合補助金の予算額である2,930,000円を交付予定額として、平成18年4月3日付けで、浴場組合に対し交付の決定を通知している。

組合補助金の額の確定にあたっては、浴場組合は、（1）の表の収支決算書のとおり実績報告を行い、市は、それらのうち領収書の写し等があって、支出が確認できるもののみを補助対象経費として審査する取扱いとしていた。

そこで、総会や研修（従業者）に要した費用への支出額は補助対象経費として認めない取扱いとし、補助対象経費を（1）の表の市が認定した額のとおり認めた。

まず、消毒剤購入費については、期間の経過により成分が劣化しやすく長期保存できないうえ、その種類・分量が各公衆浴場により異なることから、浴場

組合が一括して購入し各公衆浴場へ配付することが困難であり、便宜上、浴場組合は各公衆浴場に業者から直接購入させている。各公衆浴場は、直接購入に係る経費を立替払いをしておき、後に消毒剤購入事業に係る各公衆浴場から浴場組合への負担金と相殺する取扱いとしていた。この消毒剤購入費については、浴場組合が各公衆浴場に対し旧公衆浴場環境整備事業補助金の相当額を支給している。市は、公衆浴場の購入経費を浴場組合の事業経費とし、補助対象経費として認めてきた。

次に、香り湯事業経費については、浴場組合が香り湯事業経費全体で消費する芳香入浴剤の5割程度を購入し、各公衆浴場は残りの5割程度を購入するために立替えて支出し、当該立替金は各公衆浴場の香り湯負担金と相殺することとし、浴場組合の購入費用の額と香り湯負担金の額とを合算した額を補助対象経費として認めてきた。

こうした消毒剤購入費及び香り湯事業経費の補助対象経費の認定については、これらの事業の目的、内容からして適切なものと考ええる。

そして、研修（役員）及び事務印刷費については、実績報告書に添付された領収書の写し等を確認のうえそれぞれを補助対象経費として認めていた。

したがって、平成18年度における補助対象経費として認定した額は、消毒剤購入費、香り湯事業経費、研修（役員）及び事務印刷に要した費用を合算した額であり、その額は6,007,000円であった。

組合補助金の額は、補助金交付要綱により補助対象経費の2分の1で予算の範囲内の額とされていることから、予算額である2,930,000円を確定額とし、これを交付した。

以上のとおりであるから、平成18年度の組合補助金の交付決定手続及び交付額の確定についてみると、補助金交付要綱に違反して補助金が補助対象事業以外の用途に使用されたものではないと認められるので、これを違法、不当としてその返還を求めることはできない。

しかしながら、前記のとおり組合補助金については、浴場組合は、市が認定し得ない経費を補助対象事業の経費として補助金交付申請をしてきているものであり、これに対し、市は前年度の状況を参考にせず交付決定してきた。このような交付決定のあり方については、限られた市の財政を有効に用いるという観点からして、また、補助対象事業の経費配分の変更をする場合にはあらかじめ市長の承認を要するとの条件を附すこととされている補助金交付要綱第5条の趣旨に照らしても改善を必要とする。

4 結論

以上のことから、平成18年度に支出した組合補助金が、違法、不当な公金の支出であるとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

5 意見

補助金交付要綱に定められている補助対象事業は、その内容が具体的でなく、包括的に定められており、市は、その効果を把握するためにもできるだけ個別具体的に当該要綱において補助対象事業を定めるべきである。

また、組合補助金の交付手続において、実績報告の時に補助対象経費として認めていない経費を交付申請の時には補助対象経費として認めているが、補助対象経費の認定にあたっては、前年度に認定した額も参考にすべきである。

さらに、実績報告書に添付し提出される収支決算書には、繰越金が記載されておらず、その他の経費についても、補助対象経費として認められた額と相違する部分が見受けられたが、交付手続に係る公文書は正確であるべきである。

そして、組合補助金は、補助金交付要綱において、組合事業について包括的に補助対象として補助する仕組みとなっているが、本来補助金は個別具体的な事業について算定されるべきであることからすると、組合補助金の額の確定にあたっては、浴場組合の実績が交付申請と相違すると認められる場合には補助対象経費の実績の額に応じ、組合補助金を減額して確定することが必要である。

このようなことから、市は、組合補助金の交付手続や補助金交付要綱の見直しを速やかに行うとともに、補助金交付規則、補助金交付要綱及び財政部長通知に則り、適正な執行に努められるよう要望する。